○厚生労働省告示第二百六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
森精機製作所健康保険組合	ＤＭＧ森精機健康保険組合	平成二十五年十月一日
三井倉庫健康保険組合	三井倉庫ホールディングス健康保険組合	平成二十六年十一月一日
住友スリーエム健康保険組合	スリーエムジャパン健康保険組合	平成二十六年十一月一日
コカ・コーラセントラルジャパン健康保険組合	コカ・コーライーストジャパン健康保険組合	平成二十七年一月一日
ＫＣカード健康保険組合	ワイジェイカード健康保険組合	平成二十七年一月五日
サノフィ・アベンティス健康保険組合	サノフィ健康保険組合	平成二十七年十月一日
日研総業健康保険組合	日研グループ健康保険組合	平成二十七年十月一日
電気化学健康保険組合	デンカ健康保険組合	平成二十七年十月一日
神奈川トヨタ健康保険組合	ＫＴグループ健康保険組合	平成二十八年一月一日
パノラマ・ホテルズ健康保険組合	ＩＨＧ・ＡＮＡホテルズ健康保険組合	平成二十八年四月一日
労働者健康福祉機構健康保険組合	労働者健康安全機構健康保険組合	平成二十八年四月一日
コーア健康保険組合	ＫＯＡ健康保険組合	平成二十八年四月一日
カネボウ健康保険組合	クラシエ健康保険組合	平成二十八年四月一日
京阪電気鉄道健康保険組合	京阪グループ健康保険組合	平成二十八年四月一日
山口銀行健康保険組合	山口フィナンシャルグループ健康保険組合	平成二十八年四月一日
ＩＴホールディングスグループ健康保険組合	ＴＩＳインテックグループ健康保険組合	平成二十八年七月一日

○厚生労働省告示第二百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
全国印刷工業健康保険組合	北海道札幌市中央区南八条西六丁目千三十六番地	平成二十七年三月一日
	宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目九番十二号	
	長野県長野市七瀬中町二百十二番地	
	富山県富山市安住町四番四号	
	静岡県静岡市駿河区八幡五丁目二番三十三号	
	愛知県名古屋市東区泉一丁目二十番十二号	
	大阪府大阪市都島区中野町四丁目四番二号	
	広島県広島市中区十日市町一丁目六番二十七号	
	愛媛県松山市大手町一丁目七番四号	
	福岡県福岡市博多区築港本町六番一号	
ホンダ健康保険組合	熊本県菊池郡大津町大字平川千五百番地	平成二十七年四月一日
甲信越しんきん健康保険組合	新潟県新潟市中央区弁天二丁目二番一号	平成二十七年四月一日
	山梨県甲府市中央一丁目十二番三十六号	
富士フイルムグループ健康保険組合	東京都港区赤坂九丁目七番三号	平成二十七年十月一日

○厚生労働省告示第二百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
三井倉庫健康保険組合	主たる事務所	東京都港区海岸三丁目二十二番二十三号	東京都港区西新橋三丁目二十番一号	平成二十六年十月一日
エイベックス・グループ健康保険組合	主たる事務所	東京都港区南青山三丁目一番二十八号	東京都港区六本木二丁目二番六号	平成二十六年十月一日
王子製紙健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区銀座四丁目七番五号	東京都中央区銀座三丁目七番十二号	平成二十六年十月十七日